



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会社名 ロンシール工業株式会社

代表者名 代表取締役社長 門脇 進

(コード番号 4224 東証第 2 部)

問合せ先 執行役員人事・総務部長 三河 英次郎

(TEL. 029-832-8801)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 73 回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 変更の理由

当社現行定款について、次の理由から所要の変更を行うものであります。

なお、本議案は、第 73 回定時株主総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

- (1) 株式併合による当社株式の発行済株式総数の減少を勘案し、株式併合の割合に合わせて、発行可能株式総数を現在の 90,000,000 株から 9,000,000 株とするため、定款第 5 条を変更するものであります。
- (2) 全国証券取引所が発表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株とするため、定款第 6 条を変更するものであります。
- (3) 平成 28 年 4 月 28 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 73 回定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されることを前提として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行のために、監査等委員や監査等委員会に係る規定の新設、取締役や取締役会に係る規定の変更、取締役会決議を要件とした重要な業務執行決定の取締役への委任に係る規定の新設および監査役や監査役会に係る規定の削除等、必要な変更を行います。
- (4) 本定款第 5 条および第 6 条の変更は、株式併合の効力発生日である平成 28 年 10 月 1 日をもって効力が発生する旨の附則を設け、本附則は変更の効力発生日をもって削除するものといたします。
- (5) その他、相談役および顧問に関する規定を削除するほか、上記条文の新設・削除に伴う条数の整備等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則 第 1 条～第 4 条 (条文省略)	第 1 章 総 則 第 1 条～第 4 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式 第 5 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は <u>9,000</u> 万株	第 2 章 株 式 第 5 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は <u>900</u> 万株と

<p>とする。</p> <p>第6条 (単元株式数) 当社の単元株式数は <u>1,000</u> 株とする。</p> <p>第7条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条 (取締役の定員) 当社の取締役は3名以上とする。</p> <p>第21条 (取締役の選任) 取締役は株主総会の決議によって選任する。 (新設)</p> <p>2. 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第22条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>第24条 (代表取締役および役付取締役) 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務</p>	<p>する。</p> <p>第6条 (単元株式数) 当社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。</p> <p>第7条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第19条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条 (取締役の定員) 当社の<u>監査等委員でない</u>取締役は3名以上とし、<u>監査等委員である</u>取締役は3名以上とする。</p> <p>第21条 (取締役の選任) 取締役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第22条 (取締役の任期) 取締役の任期は、<u>監査等委員でない</u>取締役については選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、<u>監査等委員である</u>取締役については選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠として選任された監査等委員である</u>取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>第24条 (代表取締役および役付取締役) 代表取締役は、取締役会の決議によって<u>監査等委員でない</u>取締役の中から選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない</u>取締役の中から、<u>取締役会長、取</u></p>
---	---

<p>取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第25条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第26条 (取締役会規則) 取締役会に関する事項については法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>第27条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前にこれを発する。ただし緊急の必要ある場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (新設)</p> <p>第28条 (取締役会の決議方法等) 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議をのべたときはこの限りでない。</u></p> <p>第29条 (相談役および顧問)</p>	<p>取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第25条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員でない取締役の報酬等と監査等委員である取締役の報酬等とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第26条 (取締役会規則) 取締役会に関する事項については法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>第27条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前にこれを発する。ただし緊急の必要ある場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第28条 (重要な業務執行の決定の委任) <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第29条 (取締役会の決議方法等) 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(削除)</p>
---	---

<p><u>取締役会の決議により相談役および顧問 若干名を置くことができる。</u></p>	
<p>第 30 条 (条文省略)</p>	<p>第 30 条 (現行どおり)</p>
<p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u> 第 31 条 <u>(監査役および監査役会の設置)</u> <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u> (削除)</p>
<p>第 32 条 <u>(監査役の定員)</u> <u>当社の監査役は 3 名以上とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 33 条 <u>(監査役の選任)</u> <u>監査役は、株主総会の決議によって選任 する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使す ることができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権 の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 34 条 <u>(監査役の任期)</u> <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、 退任した監査役の任期の満了する時まで とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 35 条 <u>(常勤の監査役)</u> <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査 役を決議によって選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 36 条 <u>(報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によ って定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 37 条 <u>(監査役会規則)</u> <u>監査役会に関する事項については、法令 または定款に定めるもののほか、監査役 会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 38 条 <u>(監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、 会日の 3 日前にこれを発する。ただし、 緊急の必要ある場合は、この期間を短縮 することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 39 条 <u>(監査役会の決議方法)</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めが ある場合を除き、監査役の過半数をもつ て行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 40 条 <u>(監査役の責任免除)</u></p>	<p>(削除)</p>

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であつた者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、あらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第6章 会計監査人

第41条～第43条（条文省略）

第44条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

第45条～第48条（条文省略）

(新設)

第31条（監査等委員会の設置）

当社は、監査等委員会を置く。

第32条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第33条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前にこれを発する。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。

第34条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第35条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項については法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

第36条～第38条（現行どおり）

第39条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

第40条～第43条（現行どおり）

附則

第1条 第5条（発行可能株式総数）および第6

<p style="text-align: center;">以 上</p>	<p><u>条（単元株式数）の変更は、平成28年10月1日をもって効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は当該変更の効力発生日をもって削除するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">以 上</p>
--	--

以 上